

Title	二〇一〇年度修士論文要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2011
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.80, No.2・ 3 (2011. 6) ,p.157(255)- 170(268)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20110600-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に大きく変化するという指摘も参考にされてよい。また、史料解釈上の問題としては『播磨国風土記』の玉丘伝承に關し、細部におよぶ問題ではあるが、朝日夕日に「玉」（葺石）が光り輝くので「玉丘」と命名したというのであつて、いわゆる朝日長者伝説とは無縁のものと考えるべきであろう。

しかし、これらの問題点を櫻井君の研究に対する批判点として過大に取り上げる必要は全くあるまい。同君が挑んだ「遺跡・遺物の社会史」の研究対象はあまりにも広く、一個人の力ですべての時期のすべての資料・史料を博搜し、完璧に説明していくことはもとより不可能と思われるからである。

むしろ、従来ほとんど注目されてこなかつた境地に鋭く深く踏み込んだ本論文の意義は、いささかも揺らぐものではないと信じる。そして、本研究の成果が考古学界のみならず、歴史学や民俗学、さらには文化財政策学など他の多くの学問分野にも新たな一石を投じることになるものとして高く評価したい。以上により審査員一同は、本論文の著者、櫻井準也君が博士（史学）の学位を授与されるに相応しいと判断する。

論文審査担当者

主査	慶應義塾大学文学部・教授	阿部祥人
副査	慶應義塾大学文学部・教授	三宅和朗
副査	法政大学大学院人間社会研究科・教授	馬場憲一
学識確認	慶應義塾大学文学部・教授	阿部祥人

二〇〇九年度修士論文要旨

〔日本史学専攻〕

鎌倉幕府裁許状の裁許文言に関する若干の考察

丹村 義

本稿は、笠松宏至氏によつて指摘された中世法や裁判の特異性を念頭に置きつつ、鎌倉幕府裁許状に多用されている裁許文言や用語を切り口として、鎌倉幕府の裁判のあり方を考察したものである。

第一章では、枝葉と悪口、狼藉、無証拠、胸臆という用語の使用例を基に具体的な意味を明確化すると共に、裁許状における位置付けを考察した。その結果、これらの用語は、当該訴件を排斥する不及沙汰裁許に主として採用されたキーワードであり、その根拠を端的に表明するものであつた。それ故に、これらの用語は、用語の一般的意味を越える法律用語として使用され、政治性を有していたと考えられる。

第二章では、不及沙汰裁許の成立要件を明らかにすると共に、不及沙汰裁許の時期による数量的変化と政治的施策との関係を通じて幕府裁判のあり方の一面を考察した。不及沙汰裁許の成立要件には、「A」訴訟管轄外、「B」準則違反、「C」審理不可、「D」勝敗明確、「E」合意成立、「F」慣習に立脚の六類

型がある。鎌倉時代をおよそ二〇年を一期として八期区分した場合、不及沙汰裁許数が急増したのは四期(一二四三―六三年)経時・時頼(長時期)と六期(一二八五―一三〇五年、貞時期)であり、この両期に幕府が特別に訴訟処理能力向上策を実施した事実があるので、両者間に高い相関性がある。従って、両期共に不及沙汰裁許は、訴訟処理能力の向上及び小事の切り捨てによる中・大事への注力のための手段として鎌倉幕府の裁判を支える重要な使命を負わされて、活用されたと考えられる。

第三章では、裁判を延期する「被尋究之後、可有左右」(以下、尋究と略称)裁許につき、任意に選択した四事例の経緯から結末迄を追跡して尋究裁許の意義を読み取り、併せて鎌倉幕府裁判のあり方の別の一面を考察した。その結果、明確な尋究の記録・報告等の史料は見出せないものの、幾つかの徴証から尋究は行われたと考え得ること、しかし所務沙汰の主要事案では真の解決に至らず、紛争の再発を経て、結局は和与による解決に到達せざるを得なかったことが判明した。尋究裁許の意義は、①北条執権政権の基本理念としての理非裁断尊重の姿勢の表出②尋究執行者である御使・守護等を仲介とする当事者同士の紛争解決の促進③現地の慣習法の尊重④当事者同士による和与の成立と幕府による奨励⑤鎌倉時代後半期における尋究による強制力の強化⑥現地での尋究による訴訟の早期処理等が挙げられる。

結局、それそのものは理非裁断ではない不及沙汰裁許は、中・大事事件を重点的に理非裁断するために、それ以外の小事

の事件を排斥する口実であったし、尋究裁許は紛争の幕府主導による当事者間解決、ひいては和与を奨励し、そのことによって事件の消化をしようとする重要な政策の一環を担っていたと位置付けることが可能である。そして、枝葉と悪口、狼藉、無証拠、胸臆という用語も不及沙汰裁許や尋究裁許を構成するための布石としての役目を有していたと考えられる。

鎌倉期の権門訴訟に関する一考察

小出麻友美

鎌倉期の社会では、幕府や朝廷をはじめとする複数の権門法廷が同時に存在しており、それぞれが裁許を行い得る状況にあった。基本的にそれらの法廷は裁判権を及ぼすことのできる範囲が異なっていたが、実際には同時に複数の法廷がかかわっていた訴訟が少なからず見られる。本稿においては、それぞれの権門がどのような態度をもって訴訟に相対したのか検討することを通し、権門同士の権力関係について考察を行った。

第一章においては、幕府自身に対して訴が提起され裁許が行われた事例と、訴訟自体は朝廷に対して提起されたものの、結果的にその解決のために幕府の助力が期待されることとなった事例から、両者の交渉について考察を行った。その結果、文永年間以降、訴訟の裁許過程において幕府の存在感が次第に増していったことが明らかになった。

先行研究では、朝廷に対する幕府の影響力拡大という事象を説明するためにしばしばモンゴル襲来との関連が指摘されてきた。しかしながら、今回問題とした事例においては、そのいずれにおいても文永の役が起こるよりも以前から同様の傾向が見られることが確認できるのである。

第二章においては、幕府に比肩する裁許機関を有した公家政権の発した弘安八年一月宣言が、量・質といった観点から、従来の公家新制とは異質な性質を有していたことを明らかにした上で、かかる宣言が出された背景について幕府・公家政権の双方から裁許を受ける立場にある寺社権門との関係に着目して考察した。

公家新制における訴訟関係条文はかなり早い段階から見られたものであったが、弘安八年宣言はそれ以前の新制とは一線を画する内容を含んでいた。このような宣言が出された背景として、東大寺による旧領回復運動が存在したと考えられる。権門寺社による示威行為は鎌倉期を通して見られる現象であるが、特にこの時期東大寺による強訴が頻繁に起こされており、その活動の活発化は幕府と朝廷の双方にとって看過し得ない問題となったはずである。本稿で考察してきた弘安八年一月宣言の発布は、朝廷が訴訟にかかわる実務処理をより自立的に行おうとした意思表示であると評価されるのである。また、そのような立法は、裁許を行う主体である公家政権自身の意思のみならず、訴訟を提起する側からの大きな期待があつてこそ実現されたものであつたと考えられるものであつた。

東大寺領兵庫関の寄進背景と経済構造に関する分析 — 密教的及び政治的視座から —

小嶋 教寛

中世の関所は、軍事・警察機能を中心とする古代の関所に対し、主に経済的作用の面、いわゆる関料徴収機能が注目される。これまで中世関の性格に関して①関料は社殿堂宇等の造営修造料として、②年期をつけて社寺に寄進される臨時料所、と考えられてきた。また、関の成立は、寺社造営や港湾整備・管理を主導した禅律僧による勸進活動が大きな役割を果たすとされてきた。

しかし、東大寺領として著名な升米・置石料兵庫関（以下兵庫関）は、延慶元年（一三〇八）二月二十七日、伏見院により「嶋修固、余剩分を「顕密御願料」所として、東大寺八幡宮に永代寄進されており、関の所有が中世後期まで東大寺に永続した実態と合わせて、中世関の一般的な特徴の右記②にそぐわず異例である。また、①についても具体的な使途を明確に限定している他関に対し、兵庫関では「顕密御願料」が曖昧な表現となっており、その実態がみえてこない。兵庫関は研究史上どう位置づけられるのか。

本稿では、まず一章で寄進名目上使途が不明確な「顕密御願料」を解析するため、鎌倉最末期の兵庫関の税収使途のうち惣

寺方の内訳を示す「兵庫関月宛供料結解状」(以下「結解状」)一六通の記載事項を一覧化した。そして使途を配分先と割当額が固定される定額配分、臨時に嶋修固料や借錢返済などに用立てられる臨時支出、余剰分から多額配分される供料等配分に分類したうえで、優先順位・配分先・配分比率など実態を詳細に分析した。

すると「結解状」にみえる兵庫関料の税収は、借錢返済や得給分を除き顕密の諸法会に配分されていた。特に陀羅尼供・理趣三昧・最勝講の三法会は、常に供料等配分全体の約三分の二の配分比率を占めた。三法会は関確立後まもなく一群の「新御願」として勤修実態が確認でき、また関料からの供料充当が確認できるため、この税収配分は継続的であり、関の根幹に関わる使途と理解できる。従って兵庫関は鎌倉最末期において、種々の供養田・法会田と同等の性格をもつ法会供料所であり、①にも該当しないことがわかった。

次に第二章で、具体的な寄進過程が明確ではない兵庫関の成立の経緯と背景を検討した。後世の史料「東南擾乱縁起抄」には、寄進の経緯について東大寺東南院院主の聖忠が後七日御修法(以下御修法)を勤修した恩賞とする記述がある。この記述の真偽について、先行研究は兵庫関寄進の一二日後より勤修された延慶二年の御修法の導師は聖忠ではなく不適当とする。しかし「真言院後七日御修法請僧交名」を写真帳で確認すると聖忠とあり、供僧には聖忠の弟子が多々確認されることから同年の導師は聖忠とみて間違いない。本覺大師号諡号の撤回により、

伏見院政開始直後に東密系諸寺院が公請を拒否したため、伏見院政は仏法から護持を得られず危機的状態にあった。そういった状況の中で摂政の弟であった東寺長者聖忠は、東大寺衆徒の嗷訴を背景に御修法について伏見院と交渉し、兵庫関の寄進を引き出し、勤修の後に唯一仏法から王権を護持したことが伏見院に評価され、東南院へ同関校所が寄進されたといえる。兵庫関は聖忠と伏見院の王権仏事を巡る一連の交渉の中で成立し、東大寺大勧進の直接的な関与はみられない。そのため勧進の完成までを前提とする年期付の修造料ではない法会供料所の要素をもって成立し、永代寄進となった。

関確立直後に、兵庫関は「数箇之御願」とあり、「顕密御願料」は法会供料のほか修造料を含む複数の御願で構成されていた。当初惣寺は主に八幡宮修造料として関料を扱っていたと思われるが、興福寺に競望される中で治天の君の後宇多院によって永代寄進が否定される危機的状況に際して、法会供料としての性格を強調することで、永代供養の料所として関の存続を図った(三法会供料の確立)。後醍醐天皇に関を一時停止された時(結解状作成時)も、朝廷には「聖運之長久」を祈る法会の勤修の重要性を訴えた。このような変遷を辿り永代性を維持し続けることで、関の固定化に成功したのである。

最後に第三章では、兵庫関寄進の前提として公請拒否の中で御修法を勤修できた聖忠の密教社会における政治的实力を分析した。鷹司家出身の聖忠は玄慶の醍醐寺岳西院に入室したが、東南院に移住の後、主に顕教僧として活動していた。しかし興

福寺の衆徒により東南院が破却されたため、叔父の聖兼ゆかりの醍醐寺阿弥陀院に移住した聖忠は、中性院頼瑜から諸法流を継承し、密教社会で実力をつける契機を得て醍醐寺座主・東寺長者となった。(阿弥陀院は醍醐寺内で遍智院成賢相伝の院家として座主を輩出できる格式があった。)

また阿弥陀院は創建以来鷹司家の影響下にあり、歴代院主は鷹司家及び兼平母の実家である楊梅家出身の者が伝領していた。兵庫閑寄進や東寺仏舍利奉請などから対真言宗政策に関する伏見院と鷹司家及び聖忠の政治的連携が確認できる。

聖忠は玄慶・頼瑜両師僧との関係から醍醐寺声明の中心である岳西院や頼瑜門下の根来寺系の僧の協力を仰ぐことで、密教社会で独自の人脈を形成し、東密系諸寺院が公請拒否の中でも、伏見院の求めに応じ色衆を集め後七日御修法を勤修することができたのである。

花押と印章

— 中世女性の発給文書を中心に —

土居由布子

「女性文書論」「女性古文書学」——近年になり必要性が指摘されるようになったこの視座に立ち、これまで不十分であった女性発給文書研究という古文書学における穴を埋めるとともに、そこから明らかになる中世社会の一面を見通すことを目標とし

た。

第一章では、女性の花押使用期間に着目。検証を行った結果、上層階級の女性に関しては室町時代になると花押の使用例が見られなくなったが、下層階級の女性たちは依然として中世を通して花押・略押を使用し続けていたことが確認された。また、遅くとも戦国時代までは「花押は男性が使用し、女性は使用しない」という意識が武家社会において普及していたようである。

次に、女性発給印判状の検討に入るべく、第二章では古代から近世初頭までの印章・有印文書の概観を行った。先行研究で既に指摘されているように、奈良時代には私印が登場しており、それが中世前期の寺院や公家印に継承されていく。この流れは連綿と続いていくが、中世後期になると武家社会にも印章の使用が受容され、中近世移行期には公家印も家印だけでなく家来の個人印も登場するなど、印章・有印文書は社会的および階層的にも広がりを見せるようになっていた。

このような流れを踏まえ、第三章においては印判状を発給した女性や文書内容について概要の把握を試みた。興味深いのは、いわゆる戦国大名の印判状よりもやや早い時期に、商人と思しき人々の印判状が発給されていることだ。文明年間ごろの堺という、地域も時期も非常に限定的な事例である商人の印判状は、隆盛をさわめた商業都市であるがゆえに発現しえた一種の流行現象であっただろうか。商業活動と印章および有印文書の関係性については、一層の解明が待たれる。

続いて、戦国時代から江戸時代初めに印判状を発給した武家女

性について、彼女たち自身や属する家の状況、発給印判状の内容の検討を行った。そして女性発給印判状が東国に集中していること、印判状という形式は名目上の発給者とは異なる人物による文書発給を可能とさせること、印章使用には非人格化という効果を伴う場合があるため複数人による同一印判の使用例が見られることなど、すでに指摘されていた事項を再確認したことに加え、家権力・家政における役割と関係した場合に武家女性が印判状を発給するようになるという仮説を提起した。武家女性が家中における立場に関わって印判状発給を行う時、使用する印判の色は、家格や女性自身の社会的立場によってある程度の規制がなされるようである。黒印は、大名家よりも地位が相対的に低い国人・土豪層といった階層に属する女性が使用している。捺印箇所は署名下が圧倒的に多く、色・捺印箇所ともに花押との類似性の高さを見いだせる。一方の朱印は、基本的に大名家に属する人物が使用している。上流階級意識や社会的地位の高さを反映させたものが朱印であるといえる。ただし、この規制は厳密なものではなく、ある程度の自意識が介入することもあったらしい。

以上の如く中世の女性発給文書を概観したが、女性の文書発給には家政・家格・家権力といった事柄と強い関係性があることが明らかになったものの、具体的な検証までは力が及ばなかった。家格の形成や家政の質が中世を通じて如何なる変化を遂げ、そしてそれが文書発給とどのように関係してくるのか、解明することを今後の課題としたい。

近世後期における海苔の献上と贈答

結城 大佑

本論文は、近世後期に生産量が拡大した海苔を題材に、江戸城を中心とした献上・贈答行為の一面を解明したものである。献上・贈答行為を巡る従来の研究は、それらに関わる両者（音物贈呈側と受納側）にどのような影響があったのか検討するものが中心だが、献上・贈答のルート（担い手・方法等）に注目した。

第一章では、海苔生産業の中心地域であった品川・大森地域の献上に注目した。幕府は当初、献上海苔の納入を御用商の永楽屋に行わせていた。永楽屋は文政三年、産地間の紛争に連座して御用商を解除させられるが、幕府は献上を円滑に行うためか、海苔の加工・納入過程に永楽屋の関与を温存している。しかし幕末になると、加工・納入も、生産と併せて産地が行っていることが確認できる。この変化を引き起こした要因は、南品川宿名主の生産への関与、産地間屋の質屋兼業、産地からの直売買といった、産地の経済的成長によって永楽屋の影響力が相対的に低下した点にあると考えられる。

第二章では、増上寺が江戸城大奥女中を通じて献上した海苔に着目した。これまで、限られた大名家（親藩や雄藩）の奥向は大奥を通じて音物を献上できたことが確認されているものの、

寺社が行った事例は報告されていない。増上寺は最終的に大奥御広敷で献上海苔を女中に手渡すことになるが、はじめから御広敷に入域出来たわけではなく、まずは江戸城外において、上野国満徳寺の尼僧や、増上寺が「御担方」と呼ぶ、大奥から隠居した比丘尼衆へ手渡して、大奥への運搬を依頼していた。海苔の献上は秘密裏のものだったのである。また女中には「内献取扱」という掛かりがいて、献上対象者（将軍、御台所等）への取次を彼女達へ依頼していることも明らかになった。「内献取扱」は継続して設置されており、大奥を通じた秘密裏の献上が、恒常化していたことが判明する。

第三章は、増上寺による大奥女中や比丘尼衆への海苔贈呈について分析を行ったものである。女中への贈呈ルートを見ると、献上と同様、海苔は御広敷において女中へ手渡している。表面を通さない寺社による女中宛の贈呈は、管見の限り他になく、増上寺と大奥女中との直接的な関わりを示唆する。一方、比丘尼衆は江戸市中にも存在するため、贈呈ルートは様々である。比丘尼衆の参詣時に海苔を贈るというケースも散見される。女中や比丘尼衆は、徳川将軍家の葬式法事に密接に関わる存在であり、彼女達との関係をよりよく保っておくための直接的な禮物贈答が必要とされていたのであろう。

以上のように、海苔は多様なルートによって江戸城へ集まっていた。多様なルートが構築されたのは、海苔産地や増上寺がそれぞれの方法で、献上・贈答行為を通じて将軍や将軍権威との結びつきを強化しようとした結果だと結論づけた。江戸城を

中心とした献上・贈答行為は、重層的に展開されていたといえるだろう。

〔東洋史学専攻〕

鴟夷考

—その背景と機能—

矢島明希子

「鴟夷」とは中国古代の革袋のことであるが、一見してそれとは結びつかない特殊な名称であり登場する場面も限られている。この特殊な革袋が、どのような機能を果たしていたのかを明らかにすることを目的とした。

「鴟」とはふくろうの類を指す。中国の文献上、ふくろうは長く悪鳥とされているが、文物から見ると、信仰の対象といえる。青銅器や墓の副葬品にはふくろうを象つたものも多く、馬王堆漢墓の帛画には、天界と墓主との中間点にふくろうが描かれており、媒介者としてのふくろうを表しているだろう。

先秦および漢代の文献中の鴟夷には五つの事例がある。

(1) 酒器。諸注は「鴟夷」を革製の酒器と説明している。
(2) 戦国宋の康王が鴟夷に血を入れて高くかけ弓を射かける射天という儀式。同様の儀式が殷の武乙の故事にも見られる。これには春の射儀のように太陽に見立てたものを射ることによ

って季節の交代を促す季節祭的性格が見られる。(3) 春秋斉の管仲が亡命先の魯から鴟夷に入れられて罪人として送還される。斉で宰相に取り立てられるという身分の変化が起きる。

(4) 春秋呉の忠臣伍子胥が王夫差によって自殺させられた後、王はその死体を鴟夷に入れて江に流す。後、伍子胥は呉の人々によって祀られる。管仲の故事を含め、古代の処刑には人身犠牲の性格が見られる。特に古の聖人は死体を解体されるなど、犠牲として機能し、そうすることによって聖化したと考えられる伝承がみられる。犠牲は神と人とを結びつける媒介として機能する。(5) 春秋越の賢臣であった范蠡が斉に遷ったとき鴟夷子皮と名乗った。また鴟夷子皮という名前は孔子が斉から亡命する際にも登場する。

いずれの故事についても、鴟夷を中間点・媒介として身分や状態に変化が起きていることが分かる。季節の転換、罪人から宰相、伍子胥は聖人になり、范蠡は斉の大商人に、孔子は亡命者となる。このように、鴟夷は常に変化の中間点にある通過儀礼の機能を果たしていたといえる。

獣皮の袋に入ることで変身するという故事は他にも例があるが、鴟夷とはふくろうの力が働いていることを特徴とする。ふくろうへの信仰は東の沿海部に顕著に見られ、鴟夷の記事も齊や宋、呉越と東の地域に集中しており、東方文化の特色のひとつといえ、鴟夷はふくろうと革袋の媒介性を兼ね備えた通過儀礼の役割を果たしていたと結論づけた。

大交易時代の琉球王国における「閩人三十六姓」

— 東アジア海域の港市と華人交易集団 —

小松 泰斗

「閩人三十六姓」は、十四・五世紀に中国福建から沖縄に渡り、琉球王国に仕えた中国人である。「閩人三十六姓」はその言語能力や航海技術、中国の儀礼・慣行に関する知識を生かして、琉球王国の外交・交易に参与し、大交易時代において重要な役割を果たした。

東恩那寛惇氏を先駆とし、以来多くの琉球史・海域アジア史研究者が「閩人三十六姓」についての研究・考察をおこなってきた。「閩人三十六姓」研究の意義として、明朝による朝貢システム下の東アジア外交や、十六・七世紀の大航海時代との関連が注目されている。本修士論文は、琉球王国を港市国家の視点から捉え、王権との関係から華人の立場・役割の変遷を追うものである。

第一章では、「閩人三十六姓」に関する史料の記述が時代とともに変化することを指摘した。琉球に居住する華人の存在は十四世紀末から確認され、十五世紀半ばには大規模な集落を形成していたことが判明する。しかし、「閩人三十六姓」という名称は十六世紀前半の史料に初めて登場し、以後、琉球華人を示すものとして中・琉両国間で固定化していく。これにより、

「閩人三十六姓」とは十五世紀末から十六世紀前半にかけてつくりあげられた、事実と伝承の入り混じった存在であることを述べた。

第二章では、琉球王権がいかに交易を重視し、富をもたらす華人や倭人といった外来の勢力に便宜を図ったかを論じた。外来勢力の居留地は那覇におかれ、国王は交易施設や宗教施設を整備して、彼らの誘致を目指した。このような政策は東アジア海域の諸地域に見られるものであり、暹羅国のアヨードヤ、中世日本の博多津と比較した。

第三章では、琉球使節の人員に着目し、華人の立場の変化を考察した。大交易時代の前半では、華人は主として使節の副使や通事に任じられ、琉球人正使の補佐的役割を務めた。これが十五世紀半ばを境に変化し、華人が正使を担うようになっていく。また、使者の肩書にも変化が見られ、制度面での整備が進んでいたことも指摘した。

以上の検討から、「閩人三十六姓」伝承の形成と華人の立場の変化が連動して起きていたことを述べる。この変化の背景として、明朝の琉球優遇政策の後退による交易の衰退、琉球国内の中央集権化政策がある。交易衰退による経済的危機、王権の統制強化が、流動的な立場を維持していた華人を琉球王国の体制に取り込む契機となった。「閩人三十六姓」伝承とは、華人の琉球王権との補佐的・協力的関係が従属関係に変化したことにより、意図的につくられたものであると結論した。

ペルシア民族英雄叙事詩フェルドゥスィーの シャー・ナーメの日本における受容及び研究

大野 佑衣

トゥースの詩人、フェルドゥスィー(九四〇頃—一〇二五年)がイランに伝わる神話・伝説・歴史の集大成として、一世紀初頭に近世ペルシア語を用いて作詩した英雄叙事詩である『シャー・ナーメ』は、イラン、欧米においては、盛んに研究が行われ、文献解題のみで一つの研究がなされる程であるが、日本においては、国内の『シャー・ナーメ』研究史を扱った網羅的研究は存在しない。そこで、本論は、フェルドゥスィーの『シャー・ナーメ』の、日本における紹介、翻訳、研究に焦点を当て、日本において、どのように受容されてきたかを考察した。

本邦に於いて、この叙事詩が認識されたのは、一八八〇年代であり、翻訳は一九〇〇年代初めから行われた。明治から日中戦争前までの受容は、主に世界への関心と、国民の啓蒙の為に行われたと考えられる。一方で、一九二〇年代からの荒木茂によるペルシア語を用い、直接イランへ触れる視点の導入、戦中、戦後のイラン学の基礎を築く足利惇氏、蒲生礼一の出現に伴い、イラン自体への関心が芽生え、その流れの中で『シャー・ナーメ』の専門的研究、紹介が始められた。

日中戦争、第二次世界大戦期には、『シャー・ナーメ』への言及が増したが、回教圏の政治的重要性が高まり、その一地域であるイランへの注目度増加の中、イランを代表する文化、愛国的な精神を表すものとして注目が高まった為と考えられる。

戦後は、足利をはじめとし、古代ペルシア、神話、民俗学等に強い京都大学、大阪外国語大学と、蒲生をはじめとし、近世ペルシア語・文学研究を主とした東京外国語大学の二系統がイラン文化研究を多く行い、『シャー・ナーメ』もその流れの中で、主に、西では各分野の素材として研究され、東では文学作品として文学的研究と翻訳が行われて来た。しかし、近年では、この二つの流れとは異なる所からも『シャー・ナーメ』を扱う研究者が現れている。また、研究以外にも西洋を通さないイランの紹介が増えると共に、より身近な形での翻訳、紹介が行われつつある。

日本における『シャー・ナーメ』の受容および研究は、日本のイラン学の流れと平行して行われており、一つの雛型といえると考えられる。

〔西洋史学専攻〕

一六世紀後半における教皇庁とローマ市行政組織

原田亜希子

本論文は、一六世紀後半における教皇庁と都市ローマ市行政組織との関係を、ローマ市カンピドリーオ文書館に残る一五八〇年の都市条例や、ローマ市行政組織の実際の活動記録から再検討を行ったものである。そもそも教会国家に関する研究は、パオロ・ブローディ以降、教皇の持つ聖俗両君主としての特殊性に注目し、他の国よりも強固な中央集権化を可能とした点を強調してきたために、地方都市と中央権力との関係についてほとんど扱われて来なかった。このような事態を変えたのがイタリヤ中部以北を中心に起こった「領域国家」研究の流れである。フィレンツェやミラノ、ヴェネツィアの領域国家としての統治体制を見直す試みは、教会国家内にもポローニヤやペルージャといった大都市を中心とした実証研究をもたらした。しかしその中で教会国家の中心地であるローマは教皇庁との物理的近さゆえ例外扱いされる傾向にあった。またローマ市行政に関する史料の欠如も、研究の発展の妨げとなった。そのためローマ市行政は教皇庁の中央集権化の過程において一方的に権限を剥奪され、単なる象徴的存在として永らく認識されてきた。このような伝統的理解に対して近年イタリヤ人研究者を中心に見直し

の必要が説かれ始めている。そこで本論文はこの流れに乗り、特に今まで教皇庁の中央集権化の一つの絶頂期と言われてきた十六世紀後半におけるローマ市行政の実態を法的規定と実際の活動記録の双方から検証することで、教会国家内の一地方都市と中央権力として両者の関係の見直しを図った。確かに教皇庁のローマ帰還は、十二世紀に誕生し十三、十四世紀を通じて確立したローマ市行政組織を担う都市貴族層にとって特に大きな意味を持つものであった。当初永続的なローマの安定を保証するという共通の目的のもと成立した教皇庁とローマ市行政との相互依存関係は、教会国家の首都としてのローマの発展を通じて大きく変化した。自由を奪われ、発展から除外される傾向にあった伝統的都市貴族層は、イデオロギーや武力行使による反発を行う一方で、経済的に教皇庁の存在に依存しているために現状に適応する必要に迫られた。また教皇としても後継者を持つことのできない教皇特有の制約ゆえ、伝統的都市貴族や封建貴族とのバランス関係を維持することが教会国家統治において不可欠であった。この限界の中、両者が見出した関係とは中央―地方の対立関係を越え、ローマ市行政組織を教皇主導のシステムの中に融合させることであった。ローマ市行政は自身の権利と機能の定義に対して教皇の法的介入を求めることで、古代からの伝統的特権を保持する道を見出した。一五八〇年の都市条例は都市行政と教皇との間で十五、十六世紀の交渉を通じて確立したバランス関係の最終段階を示している。その成立過程や都市条例から浮かび上がるローマ市行政の新しい体制は、教

皇への従属を認める反面、新しい要素の侵入に対して内部の規律化を進めることで伝統的都市貴族がその特権を保持する体制を確立した。このような都市条例の規定は、人的結合や中央役職の創設による介入を受けながらも、そのもとで比較的自由な活動を維持していた都市行政の活動記録から確認できる。以上ことから十六世紀後半における教皇庁とローマ市行政との関係は、教皇に対するローマ市側の一方的敗北ではなく、都市行政が教会国家体制の中の一補完要素として編入されることで、ある程度自由な活動と伝統的特権を維持したまま存続することを可能とするものであり、このことは教会国家内の他の都市と教皇庁との関係や、イタリア内の同時代の領域国家における君主と従属都市との関係と類似するものであったといえるであろう。

二〇世紀前半のイタリアにおける教皇庁の存在
— 共和国憲法第七条をめぐる論争を中心として —

影井 サラ

本稿は、近現代イタリアにおける国家と教会との関係を第二次大戦後に誕生したイタリア共和国の制憲議会の場で大きな論争を巻き起こした国家と教会の関係を規定する第七条の成立過程を検証することにより、描き出すことを目的としている。著者の問題意識は、現在のイタリアと教皇庁との特殊な関係性に着目したところから始まり、両者の関係を事実上規定することとなった一九二九年教皇ピウス十一世とムッソリーニとの間で締結されたラテラノ条約を検証するに至った。しかし、同条約がファシズム政権下で締結されたものであったにも関わらず、政権の崩壊後、その痕跡を払拭したいと考える共和国においても憲法第七条にてラテラノ条約が承認される形で継承されたことに対する疑問から、当事者の個人的影響力が大きかった一九二九年のラテラノ条約締結時ではなく、制憲議会の場においていかなる議論を経て、対教会政策が決定されたのかを検証することで、イタリアにおける国家と教会の真の姿を映し出すことができると考えた。問いは主に以下の二点である。まず、共和国憲法上に、イタリア共和国と教会および教皇庁との関係を規定する条項が作成されることは当然であったのだろうか、そし

て、ラテラノ条約そのものが共和国憲法に明記されることとなったその理由を明らかにすることである。上記の問いを明らかにすべく、一九四六年から一九四七年当時の制憲議会の議事録を主な一次史料として用いた。その理由として、第七条の可決時のみではなく、その作成段階からの詳細な議論に着目することで、政党政治的な枠組みにとらわれることなく、制憲議員たちが国家と教会の関係をどのように見ていたか、またいかなる構想を描いていたのかが明らかにできたと考えたためである。第一章では、制憲議会第七条をめぐる議論が主にラテラノ条約の憲法内挿入に基づいていたために、ラテラノ条約とはいかなる条約であったのか、また、十九世紀後半から締結に至るまでの経緯を説明した。第二章では、主に、第二次大戦を経たイタリアが、教皇庁との関係をどのように再構築していったのか、そして最終的に共和国憲法によってカトリック教会との関係が新たに規定されることが決定されるまでの経緯を記した。そして第三章において、三つの委員会内で教会との関係に関する条項がどのように構想され最終的に可決されたのか、当時の議事録を詳細に検証することで描き出した。本稿の結論として、まず憲法内にて教会との関係が規定されることとなったのは必然であったのかという問いに対して、イタリアの歴史的背景、そして戦後の決定をふまえた自然な結果であったと結論づけた。ただ、議事録からもそれがラテラノ条約を再承認することによってであったという点に関しては必然的ではなかったとする。しかしながら、最終的に第七条の可決に至った理由としては、ラテラ

ノ条約をファシズムの功績であるという認識から、実際には自由主義時代から継続するもの捉えられた点、そして戦後の混乱した状況下でファシズムという負の側面や、共和国の理念と矛盾するラテラノ条約のいくつかの条項の存在に対して、教皇庁との良好な関係を保つこと、さらには国内の宗教平和を維持することの重要性が勝ったのだと結論づけた。

〔民族考古学専攻〕

日本列島における旧石器時代の動物資源利用

―安部遺跡出土動物化石からの考察―

澤浦 亮平

表層地質の大半が火山灰を起源とする酸性の堆積物からなる日本列島において、旧石器時代の遺跡から有機質遺物が検出される例は極めて少ない。後期更新世後半期の動物化石の産出地が主に石灰岩地帯の裂罅、河床、湖底などに限られるなか、石器と動物化石を同時に検出することの難しさが、列島に居住した旧石器人類と動物資源との関係を論じる上での障害となってきた。こうした状況下、近年、青森県下北半島の石灰岩地帯に所在する安部遺跡（尻労安部洞窟）の発掘調査において狩猟具と解釈し得る二点のナイフ形石器と動物化石が同一層準（十五層）から検出された意義は大きい。なお、同層から出土したノウサギ属の臼歯破片十六点を試料に測定された放射性炭素年代は、約十七kaBP（較正年代で約二十kaBP）という値を示したという。

幸いにも筆者は、同調査に参画し、出土遺物を整理する機会に恵まれた。そこで、本稿では、まず出土動物化石群の内容を明らかにし、それらが人為の所産であることを確認。次いで現生個体群に関する生態学的知見や民族誌に記録された狩猟法な

などを参照し、洞窟を利用した旧石器時代人の動物資源利用や狩猟活動を考察することを試みた。その論点は以下にまとめられる。

(1) 二〇〇一年から二〇一〇年にかけて安部遺跡十三、十五層から検出された動物化石群を同定した結果(同定資料総数六五七点)、ノウサギ属 *Lepus*、ムササビ *Petaurista leucogenys*、食肉目 *Carnivora*、偶蹄目 *Artiodactyla* につき、歯牙を主体とする資料群を確認した。

(2) 集計の結果、同資料群は小型哺乳類を主体とするもので七割方が十五層に帰属し、凡そ四割がノウサギ属の遊離歯によつて占められていることも明らかとなった。歯種や左右の違いを考慮した算定に基づくと、十五層から検出されたノウサギ属の化石群は最小十四個体分に由来するとみてよい。

(3) 垂直・水平双方向の分布を検討したところ、ノウサギ属の遊離歯群は、特にナイフ形石器に近接する位置から集中的に出土したことが確認された。従つて、両者が相伴関係にあることは疑う余地がない。

(4) 現生個体群に関する生態学的知見に照らす限り、出土種の中に、洞窟を住処・活動域とするものは認められない。それ故、出土動物化石の多くは人為的に洞窟へ持ち込まれた遺体によ来すると考えざるを得ず、洞窟を利用した旧石器時代人の活動域が草原や「準奥山の」環境に及んでいたことを示す証左となる。

(5) また、ノウサギ属とムササビについてはともに夜行性で、罾猟や威嚇猟を行わずして餌果を得にくい動物であることも、ウデヘ、アイヌ、マタギなど極東地域の民族誌の記述から理解できる。よつて、これら二種の動物化石は、洞窟を利用した旧石器時代人が、罾猟や威嚇猟を含む多様な猟法を駆使して狩猟活動を行っていた可能性を示唆してくれる。

本研究の成果は、従来ともすると大型獣との関わりのみが強調されがちであった列島における旧石器時代人の動物資源利用・狩猟活動のあり方に、再考を促すものとなる。